

国立大学法人琉球大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学の役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の行う業績評価の結果を勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 改定なし

理事 改定なし

理事(非常勤) 該当なし

監事 改定なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,970	千円 12,792	千円 5,178	千円 ()			
A理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,095	千円 49 (通勤手当)			※
B理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,095	千円 49 (通勤手当)			
C理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,095	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 3,263	千円 1,686	千円 1,564	千円 13 (通勤手当)		5月31日	

E理事	千円 6,835	千円 4,368	千円 1,773	千円 24 (通勤手当) 262 (広域異動手当) 408 (単身赴任手当)		9月30日	◇
F理事	千円 6,439	千円 3,924	千円 1,769	千円 24 (通勤手当) 314 (地域手当) 408 (単身赴任手当)	10月1日		◇
A監事	千円 13,216	千円 9,408	千円 3,808	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 480	千円 480	千円	千円 ()			

注1 「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2 「広域異動手当」とは、就任前後の勤務箇所間の距離及び就任直前の住居と就任後の勤務箇所との間の距離が60km以上である場合に異動の日から3年間支給する手当である。

注3 「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円 5,268	年 4	月 2	H20.5.31	-	役員退職手当規程第3条第2項に基づき、学長が当該役員の職務実績に応じて行う退職手当の増減について、経営協議会の議を経て、増減しないことを決定した。	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画(人的資源の有効かつ適正な配置を行い、人件費の抑制を図る。)に留意し、当法人で決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種を参考とし、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学で定めた職員の評価基準を基に、職員の成績等を考慮し、本給の昇給・昇格及び勤勉手当に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に同日前1年間の勤務成績に応じて、0号数から8号数の範囲で昇給させることができる。(平成22年3月31日までの間は基準号数から1号数減じた号数。)
昇格・降格	昇格: 教員については、本学が定める必要経年数を有している者は、職制(教授、准教授、講師、助教及び助手)に応じて上位の級に決定出来る。(国家公務員の給与制度に準拠) 教員以外の職員については、特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)
	降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- (1)管理職手当の支給対象者の一部改正(平成20年4月1日適用)
 - ・ 医学部長及び附属病院長が教育職本給表の適用となったことから管理職手当額に2種の区分を設けた。
 - ・ 管理職手当支給対象役職表に医学部長、附属病院長、新設の観光産業科学部長及び関連学科長、教育学部の課程長をそれぞれ加えた。
- (2)教育学部附属学校に副校長及び主幹教諭を置くことに伴う改正(平成20年4月1日適用)
 - ・ 教育職本給表(三)及び義務教育等職員特別手当の別表に特2級の額を加えた。
 - ・ 教員特殊業務手当等の支給対象職員に副校長及び主幹教諭を加えた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,431	46.4	6,967	5,031	49	1,936
事務・技術	333	46.6	5,740	4,177	49	1,563
教育職種 (大学教員)	716	48.6	8,372	6,003	47	2,369
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	263	40.8	5,184	3,793	50	1,391
技能・労務職種	23	54.4	5,463	3,976	73	1,487
教育職種 (附属義務教育学校教員)	36	41.4	6,560	4,824	66	1,736
医療職種 (病院医療技術職員)	60	43.2	5,652	4,121	62	1,531

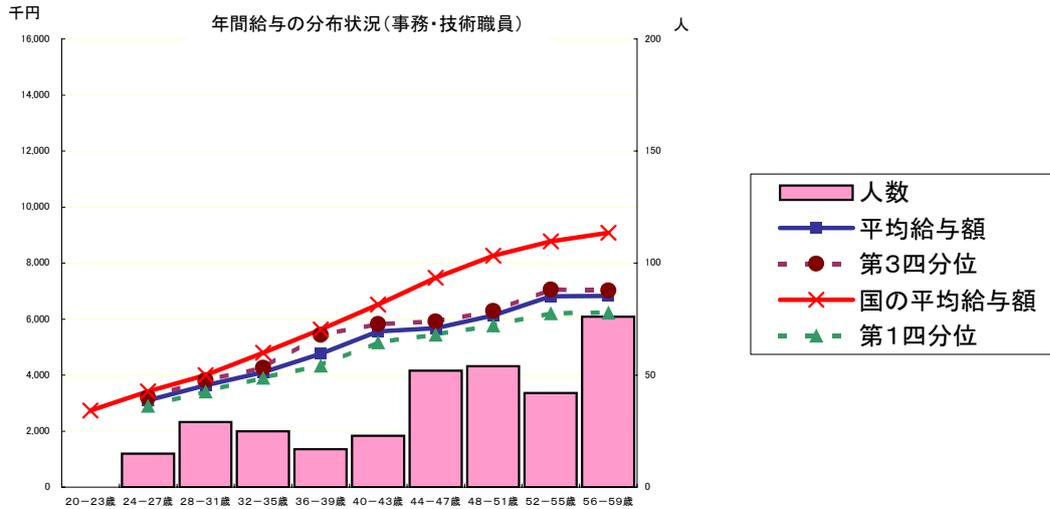
非常勤職員	139	34.6	3,290	2,816	51	474
事務・技術	22	50.6	4,048	3,021	74	1,027
教育職種 (大学教員)	8	34.4	4,940	3,681	51	1,259
医療職種 (病院医師)	73	32.3	2,725	2,725	45	0
医療職種 (病院看護師)	24	28.5	3,615	2,672	60	943
技能・労務職種	2	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医療技術職員)	10	30.6	3,678	2,774	31	904

注1 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2 「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」については該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3 非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

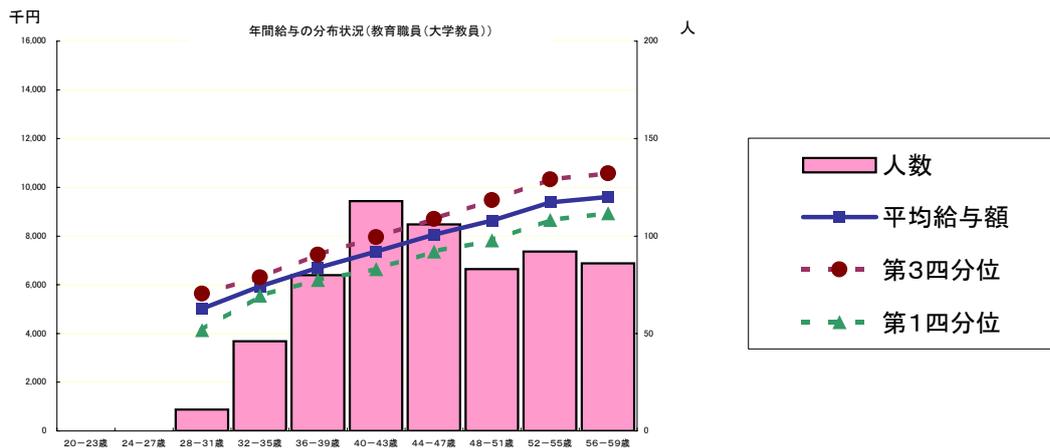


(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	3	56.8	-		10,443	-	
課長	19	55.1	7,737		8,275	8,518	
課長代理	28	54.1	6,417		6,726	6,942	
係長	169	49.4	5,658		5,953	6,314	
主任	49	48.1	5,176		5,480	5,940	
係員	65	32.0	3,273		3,749	4,080	

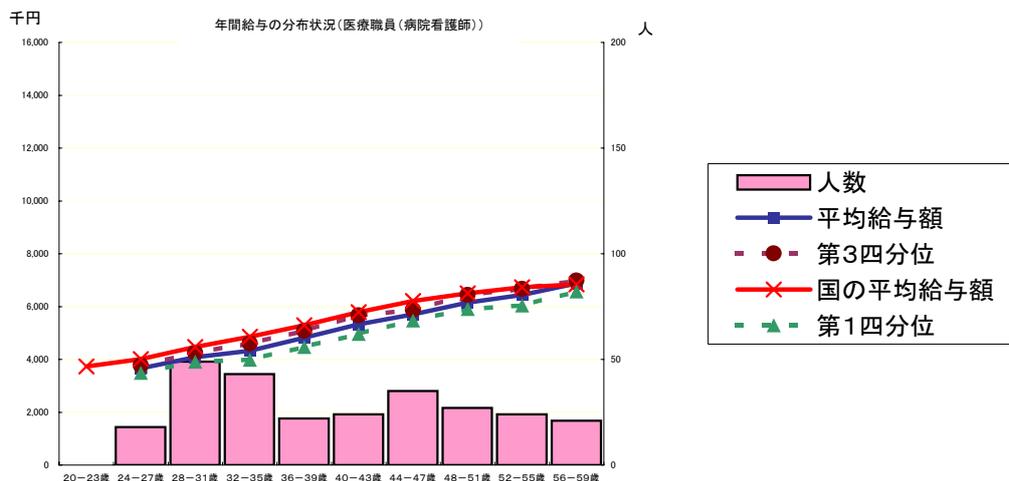
注1 「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注2 「課長」には、課長相当職である「事務長」、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長、事務長代理及び専門員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	286	55.1	9,232		10,001	10,703	
准教授	221	46.1	7,308		7,897	8,493	
講師	57	45.2	6,710		7,196	7,801	
助教	137	40.6	5,969		6,313	6,715	
教務職員	15	47.5	4,842		5,373	5,816	



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	3	54.8	—	—	7,286	—	—
看護師長	53	51.8	6,160	6,424	6,424	6,716	6,716
副看護師長	26	42.7	4,772	5,398	5,398	5,907	5,907
看護師	180	37.0	3,990	4,657	4,657	5,366	5,366

注1 「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2 「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員 主任	主任 係長	係長, 課長 代理, 課長	課長代理 課長
人員 (割合)	333	16 (4.8%)	55 (16.5%)	186 (55.9%)	48 (14.4%)	14 (4.2%)
年齢(最高 ～最低)		29～24	47～27	59～34	59～44	59～40
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 3,030～2,006	千円 3,831～2,311	千円 6,221～2,871	千円 5,754～4,043	千円 6,965～4,781
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 4,010～2,751	千円 5,178～3,175	千円 8,057～3,828	千円 7,821～5,717	千円 9,124～6,727

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		11 (3.3%)	3 (0.9%)	該当者なし ()	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)		59～50	59～55	～	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 7,091～5,601	千円 8,446～7,056	～	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 9,414～7,621	千円 11,403～9,846	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	716	15 (2.1%)	137 (19.1%)	57 (8.0%)	221 (30.9%)	286 (39.9%)	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)		57～29	60～28	64～30	64～33	64～40	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 4,457～2,609	千円 6,941～3,033	千円 6,423～3,759	千円 7,614～4,072	千円 9,132～5,197	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 6,148～3,568	千円 8,895～4,144	千円 8,755～5,156	千円 10,171～5,761	千円 12,821～7,317	千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	263	該当者なし (0%)	180 (68.4%)	63 (24.0%)	16 (6.1%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～25	59～29	59～42	56～52	-	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,854～2,464	5,028～3,252	5,066～4,131	5,440～4,951	-	
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,664～3,353	6,866～4,450	7,188～5,809	7,606～7,057	-	

注 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 42.9～32.2	% 39.1～29.4	% 40.9～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 36.9～30.6	% 36.0～27.8	% 35.3～29.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.7	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.3	% 32.5
	最高～最低	% 36.9～32.4	% 39.7～29.5	% 36.9～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.7	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.3	% 32.6
	最高～最低	% 36.9～31.3	% 36.4～28.7	% 35.3～30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 36.9～30.5	% 33.9～27.8	% 35.3～29.1

注 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

78.1
92.1

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

91.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.9
95.1

対他の国立大学法人等

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 78.1	
	参考	地域勘案 83.6
		学歴勘案 76.3
	地域・学歴勘案 82.7	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 13,521百万円、支出予算の総額 32,700百万円：平成20年度予算) 【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が78.1%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.9	
	参考	地域勘案 94.1
		学歴勘案 91.5
	地域・学歴勘案 91.7	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 13,521百万円、支出予算の総額 32,700百万円：平成20年度予算) 【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が92.9%であり、適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指標 89.6

注 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,500,201	12,634,833	△134,632	(△1.1)	△524,723	(△4.0)
退職手当支給額 (B)	1,912,880	1,373,725	539,155	(39.2)	753,465	(65.0)
非常勤役職員等給与 (C)	2,579,125	2,232,038	347,087	(15.6)	886,112	(52.3)
福利厚生費 (D)	1,771,394	1,747,463	23,931	(1.4)	5,934	(3.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	18,763,600	17,988,059	775,541	(4.3)	1,120,788	(6.4)

注1 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」については、平成18年4月に本給表の水準を全体として4.8%引き下げたことによる影響、職員の定員削減、勧奨退職者の増加等により、対前年度比1.1% (134,632千円) 減となっている。

・「退職手当支給額」については、定年退職者及び勧奨退職者の人数が多かったため、対前年度比39.2% (539,155千円) 増となっている。

・「非常勤役職員等給与」については、附属病院収入増対策のため非常勤職員の雇用を増やしたこと等により、対前年度比15.6% (347,087千円) 増となっている。

・「最広義人件費」は対前年度比4.3% (775,541千円) 増となっている。要因としては、「退職手当支給額」及び「非常勤役職員等給与」の増額が主な要因である。

・中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」こととし、中期計画において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」こととしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,496,968	12,775,587	12,634,833	12,500,201
人件費削減率 (%)		△5.3	△6.4	△7.4
人件費削減率(補正值) (%)		△5.3	△7.1	△8.1

注1 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年の増減率は0%、平成19年度の増減率は0.7%、平成20年度の増減率は0%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。